

# 人吉市農業委員会定例総会

(第2回)

令和4年2月24日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

令和4年2月24日  
スポーツパレス1階 会議室

## 議事日程

- 日程第 1 議第 6 号 農地法第5条許可申請の取り下げについて  
日程第 2 議第 7 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 3 議第 8 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 4 議第 9 号 農地等第5条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 5 議第 10 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会の意見決定について  
日程第 6 議第 11 号 非農地証明願について  
日程第 7 議第 12 号 非農地判断の一部変更について  
日程第 8 議第 13 号 農地法第3条第2項第5号に係る別段面積の設定について

## その他協議報告事項

### ○ 出席農業委員（9名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

### ○ 出席推進委員（4名）

委 員	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	簀 田 秀 彦
同	22番	仲 村 建 彦
同	23番	東 照

○ その他推進委員については招集せず（ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う措置 ）

○ 欠席した委員

農業委員 6番 中 嶽 修 平

議事録署名農業委員 3番 永 田 正 輝

議事録署名推進委員 16番 有 瀬 英 憲

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局 長 村 口 憲 彦

次 長 和 泉 光 代

主 席 豊 永 英 紀

再 任 用 職 員 坂 井 正 子

開会：9時30分

○（議長）おはようございます。本日は、6番委員から欠席届が出ております。

本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので成立いたしました。ただ今から令和4年第2回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に3番委員、16番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第6号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第1・議第6号 朗読

○（議長）1番につきましては、譲渡人が8番委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、一時退席されますようお願いします。

（ 8番委員 一時退席 ）

○（議長）1番について事務局から説明をお願いします。

○（事務局 豊永主席）おはようございます。事務局からご説明いたします。議案書1ページをご覧ください。議第6号の1番でございます。こちらの案件につきましては、1月総会で審議いたしました。その後、県に開発行為許可申請の変更が提出されました。変更の内容では、開発行為申請地内の市道幅員が開発行為の許可基準を満たしておらず、基準を満たす市道幅員の確保が出来ないためです。よって、前回の1月総会で審議し、許可決定を受けましたが、許可の申請は取り下げとなりました。以上、報告をいたします。ご審議よろしくお願いたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

（ 事務局職員に8番委員を呼びに行くよう指示 8番委員 着席 ）

○（議長）日程第2・議第7号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第2・議第7号 朗読

○（議長）1番について2番委員の調査報告をお願いします。

○（2番委員）おはようございます。それでは議第7号、農地法第3条の許可申請に対する1番について調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は3筆の合計で610㎡です。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲受人は野菜栽培をされるということでございます。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
2番について9番委員の調査報告をお願いします。
- （9番委員） おはようございます。議第7号、農地法第3条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外で面積は1筆で680㎡でございます。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。この案件につきましては、譲渡人はご主人がお亡くなりになられ、残された農地について管理が出来ない状態でありまして、大変困っておられました。そのような中で今回、譲受人が申請地の隣地に農地を持っておられ、栗の栽培をされていたことから売買に至ったということでございました。また、譲受人は周りに多くの農地を所有されておりますが、ここにつきましては水が全く来ない農地でありまして、地目は田になっておりますが、栗を植栽されております。申請地につきましても栗を栽培されるということで聞いております。申請地は別紙位置図3ページのとおりでございます。調査の結果、1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長） ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありますか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
日程第3・議第8号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第3・議第8号 朗読

○（議長）1番について4番委員の調査報告をお願いします。

○（2番委員）おはようございます。農地法第4条の1番について調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用外となっております。面積は370㎡のうち49.23㎡となっております。申請人は記載のとおりでございます。転用目的及び転用理由といたしまして、駐車場となっております。ここは申請前にブロックを埋め込まれて、事前着工になりますので、ご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでしたという旨の始末書も出されております。位置図は4ページのとおりです。申請地の隣は申請人のご実家になります。前々から車が2台入ると窮屈になり、旋回場所もないということで今回の申請に至ったということでございます。事業計画書も提出されておまして、先ほど説明いたしました、駐車場が狭く、旋回も難しいため駐車場として利用したいということでございます。工事についてはコンクリートや盛土などの造成工事を行わず、申請地にクラッシャーランを入れて転圧をするということでした。排水につきましては、雨水は自然浸透式にて処理するということでございます。被害防除方策については、造成などは行わないので土砂の流失等は考えられませんが、問題が発生した場合には、臨機応変に誠意をもって対応をするということございました。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第1種農地です。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありますか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第4・議第9号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第4・議第9号 朗読

- （議長） 1 番について 8 番委員の調査報告をお願いします。
  
- （8 番委員） 議第 9 号の 1 番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は 2 筆の合計 4 3 7 m<sup>2</sup>となっております。農振区分は農振外です。権利は所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。転用目的は個人住宅となっております。譲受人は令和 2 年 7 月豪雨災害で被災され、住宅を失くされております。元の場所に近いほうが良いということで申請地に決められたということです。また、備考をご覧くださいますと、理由書有りとなっておりますが、譲渡人から理由書が出ております。申請地は畑となっておりますが、造成途中の土地となっておりますので、理由書を読み上げます。昭和 5 6 年 2 月 2 日に農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転の許可について、使用目的としての個人住宅の建設は、購入後の勤務地の転勤があり、その後、現在の居住中の場所に住宅を購入し、事業計画を実行できませんでしたとのことです。元々、申請地に家を建てられる予定が、転勤になって造成途中になっていたということで、造成中ではありますが、既転用にはなっておりません。昭和 5 6 年に造成をしたとのこと、ブロックもだいぶ古くなっておりますので、今回の譲受人が全て撤去をして、やり直すということで被害防除等には気を付けるということです。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第 2 種農地です。農地の区分と転用目的、申請地は第 2 種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題ないと判断いたしました。一般基準の 1 番、3 番、6 番、8 番は適当と判断をいたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長） ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします、報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。  
  
( 挙手の状況を見て )
  
- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって 1 番は原案可決いたしました。2 番から 4 番まで続けて 7 番委員の調査報告をお願いします。
  
- （7 番委員） おはようございます。議第 9 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 2 番の

報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外です。面積は346㎡となっております。位置図は11ページとなっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的と転用理由は個人住宅の建設となっております。申請地は第2種農地で農業振興地域内、都市計画区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請地は長年、耕作をされていない田で道路と住宅に挟まれた場所となっております。ここは市の側溝がありますので、生活雑排水、汚水については合併浄化槽を設置して近くの側溝に流して処理をするということです。雨水については自然浸透となっております。審査表をご覧ください。立地基準といたしまして、第2種農地でその他の農地となっており、小規模の生産性の低い農地であるとなっております。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番とも適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

次に3番について報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は368㎡となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的といたしまして、個人住宅の建設となっております。申請地は第2種農地で農業振興地域内、都市計画区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。譲渡人は1人暮らしで高齢のため耕作が長年できない状態でありました。先月も申請地のすぐ隣が案件に上がっておりましたが、今回の申請地はその残ったところになります。位置図は12ページとなっております。ここも合併浄化槽で生活雑排水と汚水は処理をして、近くにある側溝に流すということで何ら問題はありませんでした。実質審査表をご覧ください。立地基準といたしまして、ここも第2種農地で先ほどと同じです。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番とも適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。

次に4番について報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は822㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。ここは転用目的としまして、資材置場及び駐車場の一時転用となっております。ここは太陽光から電線を張る鉄塔の建設資材をここに置くということで一時転用の案件でございます。実質審査表をご覧ください。立地基準といたしまして、第2種農地であります。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、9番とも適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声



- （議長）質疑もないようですので、採決いたします、  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
ここで、事務局から発言の申し出がっております。豊永主席をお願いします。

- （事務局 豊永主席）事務局からですが、3番の審議に入ります前に農振区分が空白になっておりまして、ここは農用外でございます。大変申し訳ございませんでした。以上です。

- （議長）3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします、  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。  
4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします、  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。  
5番について1番委員の調査報告をお願いします。

- （1番委員）おはようございます。農地法第5条の5番についてご報告いたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、面積は1番目が71㎡、2番目が

532㎡のうち395㎡、3番目が543㎡のうち348㎡、合計の814㎡となっております。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的としまして、資材置場となっております。一時転用です。農地の区分は第2種農地となっております。事業の内容については、令和2年発生の中川災害復旧工事において現場近くに資材置場を確保する必要があったため、現場隣接地である申請地を選定したとのことです。被害防除方策については被害が発生した場合には、自社で対応するという事です。実質審査表をご覧ください。一般基準の1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。

6番について3番委員の調査報告をお願いします。

○（3番委員）おはようございます。議第9号、農地法第5条の許可申請に対する6番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外で面積は1筆の1、740㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、転用目的は駐車場となっております。農地の区分は第2種農地で農業振興地域内、都市計画区域外です。着工と完了は記載のとおりとなっております。転用場所は別紙位置図10ページのとおりです。この土地は何年も作付けされておらず、荒れている農地でございます。申請理由といたしまして、譲受人の共同住宅が前にありまして、その駐車場が手狭になったことと、従業員の駐車場として土地を探していたところ申請地を譲り受けることになったとのことです。被害防除計画といたしまして、隣接地との境界には盛土をし、土砂の流出等がないように留意する。万が一、被害が発生した場合は、当方において責任を持って対応するという事になっております。実質審査表をご覧ください。申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない、立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまし

て、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。  
7番について5番委員の調査報告をお願いします。

- （5番委員）おはようございます。議第9号、農地法第5条の許可申請に対する7番の報告をいたします。農地の所在、地目、農振区分、面積については記載のとおりでございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的につきましては、個人住宅。備考としまして、第1種農地、農業振興地域内、都市計画区域外の農地でございます。実質審査表の10ページをご覧ください。申請地は第1種農地でありまして、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である。農地の区分と転用目的は、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。事業計画書が提出されており、土地の選定理由、事業の目的及び必要性などについては念入りに事業計画を立てられていると思います。また、造成中の被害防除方策、造成に係る土砂の流出、たい積、崩壊への対応策については、隣接地との境界には盛土をし、土砂の流出等がないように留意する。万が一、被害が発生した場合は、当方において責任を持って対応する。また、完成後の被害防除方策について、申請地を転用することにより、周辺の農地等に被害が生じないよう十分注意する。万が一、被害が生じた場合は、当方において責任を持って対応する。近傍農地への被害防除方策、日照、通風、耕作等への影響及びその対応策としまして、申請地を転用することにより、周辺の農地等に被害が生じないよう十分注意する。万が一、被害が生じた場合は、当方において責任を持って対応するということが書かれております。再度、実質審査表をご覧ください。一般基準の1番、3番、6番、8番に対して相当と判断をいたしました。総合判断といたしまして立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって7番は原案可決いたしました。

日程第5・議第10号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第5・議第10号 朗読

○（議長）所有権移転を受ける者が2番は4番委員、利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が2番は4番委員と16番委員が役員を務めます法人、23番、24番は5番委員が役員を務めます法人となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）おはようございます。報告の前に修正をお願いします。利用権設定の1番についてです。2枚あるうちの1枚目は両面印刷になっておりまして、これは解除条件付きの利用権設定でございますので、共通事項を載せています。（13）利用状況の報告のところですが、以前は「乙は毎事業年度の終了後3月以内に次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しをあわせて）同意市町村の長に提出しなければならない」とされておりましたが今回、改正がありまして同意市町村の長という部分が農業委員会に変わっております。この利用権設定の用紙を預けた後に、変更があっておりますので、申し訳ございませんが、修正をお願いします。次回からはここを同意市町村の長を農業委員会に変更したもの

を付けていきたいと思えます。

お手元の資料をご覧ください。令和4年2月16日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての農業委員会の意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が71,259㎡、「畑」が21,764㎡、合計の93,023㎡あがってきております。一番下の所有権移転について「田」が6,868㎡となっております。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等条件一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買い入れが1件、公社売り渡しが1件、合計の2件ございました。今回、農業公社（中間管理機構）が仲介します貸借設定関係も表に載っております。公社借り入れの手続きは基盤強化法により利用権設定のと同じで、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸付の手続きについては農業公社が作成した農用地配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がございますので、その時に報告いたしますが、1～2か月後になる見込みです。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が28件、再設定が7件、合計の35件あがってきております。いずれの案件も調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時20分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（事務局 坂井）18ページをお願いします。これは農業公社を通した農地の貸し借りになりますが、利用権設定を行う者として上がっております出上手の方が、実は数日前にお悔やみの欄にお名前があった方でした。出上手の方がお亡くなりになっており、この申請が有効なのかが今のところ分かりませんので、担当の農業振興

課に確認させていただきたいと思います。以上です。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （1番委員）20番から27番についてですが、存続期間が10年と1日になっていますが、これはどういうことなのでしょう。
- （事務局 坂井）これも農業公社を通した貸し借りですが、通常、始期のほうが4月1日や5月1日から10年間に設定されていることが多いですが、今回、上がってきました案件につきましては、始期が2022年4月1日ではなく3月31日から、終期が10年後の3月31日となりますので、10年と1日という存続期間になります。例えば、1月1日から12月31日でしたら1年になりますが、始期が12月31日、終期が次の12月31日だと1年と1日になります。この場合は、2022年3月31日から2032年3月31日までなので、本来、10年であれば2022年4月1日からですが、その前に1日あるので、10年と1日になっております。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （9番委員）1番についてです。使用貸借が1年になっていますが、どのような理由でされるのでしょうか。家族の関係になるかと思いますが、会社を作られたのでしょうか。
- （事務局 坂井）1番の解除条件付きについてですが、貸人の方は借人の会社の一員でもあります。要するに自分の土地を会社のほうに使用貸借で貸すということです。
- （9番委員）1年間だけですか。
- （事務局 坂井）上手く行けばもっとされるかもしれませんが、今回は1年ということで見られます。
- （9番委員）これは我が家で作られた会社ではないということですか。家族の中で会社を作られたわけではなく、別の会社があってそこに1年間だけ貸すということですか。
- （事務局 坂井）貸人も会社の一員という話は聞いております。
- （23番委員）この件につきましては、貸人が有限会社を立ち上げたということでござ

います。同じ家族で有限会社を立ち上げられて、借りられるということでございます。

- （9番委員）通常、有限会社を立ち上げられて農地を貸すということであれば、1年ではなく、長く貸すのではないのでしょうか。
- （事務局 坂井）今回は1年ということで提出されております。
- （3番委員）1年だからといって問題はないのでしょうか。
- （議長）問題はありません。  
よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
採決は所有権移転関係と貸借設定とに分けて行います。  
所有権移転関係の1場について、原案説明のとおり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
所有権移転関係の2番について、原案説明のとおり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
貸借設定の2番から24番までを除く貸借設定について、原案説明のとおり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
貸借設定の2番について、原案説明のとおり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
貸借設定の23番と24番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
日程第6・議第11号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- (事務局次長) 日程第6・議第11号 朗読
- (議長) 1番と2番について17番委員の調査報告をお願いします。
- (17番委員) おはようございます。非農地証明願の1番について報告をいたします。  
この案件については、令和4年2月15日に私と7番委員、事務局と3人で現地調査を行いました。非農地証明願出人、土地の所在及び地目、所有者は記載のとおりでございます。申請地は市道の左側にありますが、宅地分譲の残地であり、周辺は既に非農地でございます。面積も狭く、雑木などが生い茂っております。今後は、草刈りなどの保全管理については、難しい土地であると判断をいたしました。3人で協議をいたしました結果、非農地証明書の交付については、適当と判断をいたしました。  
続きまして、2番の報告をいたします。この案件につきましては、同じく2月15日に私と7番委員、事務局と3人で現地調査を行いました。非農地証明願出人、土地の所在及び地目、所有者は記載のとおりでございます。面積は237㎡でございます。申請地は市道の右側で、JR肥薩線の踏切のところにありますが、この農地については、湿地帯で常時水が溜まっているような状態でございます。今後につきましては、雑草などが生い茂っておりますし、土地改良するにも不整形な農地であり、耕作は難しい農地であると思います。つきまして、3人で協議をいたしました結果、非農地証明書の交付については、適当と判断をいたしました。以上、報告いたします。
- (議長) ありがとうございます。1番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声



- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
3番について23番委員の調査報告をお願いします。

- （23番委員） おはようございます。議第11号、3番の調査報告をいたします。議案書の8ページをご覧ください。非農地証明願出人、土地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、5,344㎡でございます。2月10日の10時から私と5番委員、事務局で現地調査をしました。現地は細長い土地でございます。今もですがお茶の木があり、何年も管理されていないため、大木等はないものの、お茶の木は1mほどあれば十分ですが、1.5mくらいに伸びきっております。茶園としての管理は困難と判断いたしました。農地の復元は不可能と判断し、非農地証明の交付については、適当と判断をいたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。

- （議長） ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。  
4番について2番委員の調査報告をお願いします。

○（2番委員）おはようございます。議第11号、非農地証明願の4番について調査報告いたします。総会議案書8ページをご覧ください。非農地証明願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりでございます。2筆ございますが、隣接している場所でございます。この申請について令和4年2月7日に私と6番委員、事務局とで現地調査を行いました。申請地は高速道路の近くに位置しておりまして、木が生い茂って山林化しておりました。農地の復元は不可能と判断をいたしました。協議をしました結果、非農地証明の証明書交付については適当と判断をいたしました。以上、報告いたします。

○（議長）ありがとうございました。4番の上段の農地について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番の上段は原案可決いたしました。  
4番の下段の農地について質疑はありませんか。

「なし」

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番の下段は原案可決いたしました。  
日程第7・議第12号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第7・議第12号 朗読
- （議長）事務局からの説明をお願いします。
- （事務局 坂井）議案書の9ページをご覧ください。非農地判断の一部取り消しになります。今回、2筆ございました。1段目は令和3年12月24日に可決したものでございますが、この筆については耕作中との申し出がございまして、非農地判断の取り消しになっております。2段目の農地については、平成28年12月26日に可決しておりますが、今回、鉄塔撤去工事に伴いまして、農地復旧をされるということですので、非農地の取り消しになっております。以上、説明いたします。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。
- （17番委員）上段の農地についてですが、利用状況調査を行ったときには備考に耕作中とありますが、とてもそのような状況ではなかったと思っております。後で耕作をされるか、形跡が確認出来れば耕作中と判断出来ていたはずですが、そのような状況でもありませんでした。事務局から状況の説明をお願いします。
- （事務局長）確かに雑木や草が生えている状況でしたが、中に入ると梅の木が3本あり、梅の収穫をされたそうです。今のところ管理が出来なかったが、草刈りもしてまた畑のようにするということでした。大根などは昨年、作付けされておりましたが、今後は作付けをするということで申し出がありました。確かに梅の木が3本あって、収穫もされていないだろうと思っておりましたが、きちんと梅の実も収穫したとのことで、来年にはこのような状態にはしないと強い申し出がありましたので、非農地の取り消しをさせていただきたく、変更を上げさせていただきました。以上です。
- （議長）また来年度にでも利用状況調査の時に確認をよろしく願いいたします。よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- 「なし」の声
- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。
- （ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
日程第 8・議第 13 号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第 8・議第 13 号 朗読

○（議長）農政部長から説明をお願いします。

○（農政部長）議第 13 号につきまして、私のほうから説明させていただきます。農地法第 3 条第 2 項第 5 号に係る別段面積の設定について、農地法第 3 条に基づく農地の売買などには、農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の一つに経営農地の下限面積が定められています。下限面積要件とは経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が 50 a 以上にならないと許可はできないとするものです。しかし、平成 21 年 12 月の農地法改正により、地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合には農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることになっています。

本農業委員会では、農用地区域内は現行どおりの 50 a にとどめ、農用地区域外は 10 a に引下げることが議決され、平成 26 年 4 月から施行されたところです。その後、空き家バンクに付属する農地について検討がされ、平成 31 年 4 月から空き家に付属した農地、空き家バンクに登録していること、遊休農地であることの条件がありますが、これにつきましては 1 a としましたが、令和 2 年 1 月に再度見直しを行い、0.1 a としております。別段面積については、毎年検討することになっております。

今回は、人吉たばこ女性部との意見交換会を開催し、別段面積についても意見をお聞きしました。また、委員それぞれで農業者の皆様からお聞きした意見を参考に農政部会で検討いたしまして、別紙に記載しておりますが、現行どおり農用地区域 50 a、農用地区域外 10 a、空き家付き農地 0.1 a ということで提案させていただきました。以上、慎重審議のほどよろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
これで本日の議事は全部終了いたしました。

（ 10時40分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員